

# 福岡県公報

平成二十年六月三十日  
第二千八百四十二号  
増刊 ①

## 目次

告示 示(第七十七号)

福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示 (農林水産政策課) …………… 一

## 告示

福岡県告示第七十七号

福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年六月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示

福岡県農業大学校学則(昭和五十五年三月福岡県告示第四百八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「養成科の」を削る。

第四条中「養成科の各学年ごと」を「各学年」に改め、同条の表中「各学年ごと」を「各学年」に改める。

第五条第二項中「校長」を「農業大学校長(以下「校長」という。)」に改める。

第六条第四号中「八月一日」を「七月二十七日」に改める。

第七条第一項中「養成科の」を削る。

第十条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「出身学校長」の下に「又は市町村長若しくは農業協同組合長」を、「推薦書」の下に「(様式第二号)その三(又はその四)(」を加え、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第十一条の見出しを「(入学試験)」に改め、同条第一項中「面接試験及び身体検査」を「及び面接試験」に、「入学を許可する」を「可否の判定を行う」に改め、同条

第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十二条第一項中「前条第一項の規定により、入学の許可を受けた者は」を「志願者で入学試験に合格し、入学を希望するものは」に改め、「保証人連署の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「保証人に異動があったとき又は保証人に身分の変動」を「前項の誓約書の保証人に変更」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第十三条中「保証人連署のうえ、休学においては」を削り、「を、退学においては」を「又は」に、「提出し、校長の」を「校長に提出し、その」に改め、「受けなければならぬ」の下に「なお、」を加え、「場合にあつては」を「場合は」に改める。

第十四条中「休学の許可を受けた」を「休学中の」に改め、「保証人連署のうえ」を削り、「提出し、校長の」を「校長に提出し、その」に、「病気により休学した者が復学しようとする場合にあつては」を「なお、病気による休学であった場合は」に改める。

第十五条を次のように改める。

(卒業の認定)

第十五条 卒業の認定は、講義、演習及び実習の成績並びに卒業論文を総合的に審査して校長が行う。

第十六条から第二十条までを削る。

第二十一条中「前条第二項」を「前条」に改め、同条を第十六条とし、第二十二条から第二十四条までを五条ずつ繰り上げる。

第二十五条中「実施するものとする」を「実施する」に改め、同条を第二十条とし、第二十六条を第二十一条とする。

第二十七条中「資格取得研修」を削り、第三章中同条を第二十一条とする。

第二十八条中「心し」を「応じて」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十九条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(研修科の運営)

第二十五条 研修科の運営については、校長が別に定める。

第三十条及び第三十一条を削る。

第三十二条の見出しを「(学生寮)」に改め、同条第一項中「寄宿舎」を「学生寮」

に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「寄宿舎の」を削り、同項を同条第二項とし、第四章中同条を第二十六条とする。

第三十三条を第二十七条とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第7条関係）

全コース共通の科目とその単位数

区分	教科目	単位
教養	国語（作文作成）	1
	実用数学	1
	日常生活法規	1
	英会話	2
	野菜総論	1
	花き総論	1
	果樹総論	1
	作物総論	1
	畜産総論	1
	林業総論	1
専門	農業簿記	2
	消費者行動とマーケティング	2
	農業と環境	1
	食育	1
	農業経営計画論	1
	農大講座	3
	農業気象学	1
	育種学	1
	植物生態学	1
	植物生理学	1
病害虫防除概論	1	

演習	農業概論	1
	土壌肥料論	1
	毒劇物取扱免許取得	1
	危険物取扱免許取得	1
	九州山口連携集中講義	2
	情報処理	3
	経営演習	1
	大型特殊免許講習	1
	体育	2
	対外的交流研修	3
農産加工演習	1	
生物工学演習	1	
けん引免許講習	1	
アーク溶接講習	1	
フォークリフト講習	1	
小型車両建設機械講習	1	
農機整備講習	1	
海外農業研修	2	
流通市場研修	2	
林業実習	1	
合計	54	

別表第二（第7条関係）

各専門コース別の科目とその単位数

専攻コース	区分	教科目	単位
野菜	講義	野菜各論（イチゴ）	1
		”（ナス）	1
		”（トマト）	1

花き	講義	花き各論 (キク)	1
		” (バラ・カーネーション)	1
		” (1・2年草花)	1
		” (宿根草)	1
		” (洋ラン・球根)	1
		” (鉢物)	1
		花き流通論	1
		花き開花調節論	1
		花き病害虫防除論	1
		花き施肥設計	2
		花き養液栽培論	1
		花き繁殖論	1
		フラワーアレンジ	1
合 計		48	
演習	実習	専攻研修 (校内)	22
		農家留学研修	6
		卒業論文	6
演習	校外視察研修	1	
	専攻研修 (校内)	22	
演習	校外視察研修	1	
	農家留学研修	6	
合 計		48	

果樹	講義	園芸施設論	1		
		卒業論文	6		
		校外視察研修	1		
		実習	22		
		専攻実習 (校内)	22		
		農家留学研修	6		
		合 計		50	
		水田経営	講義	果樹各論 (カンキツ)	2
				” (カキ)	2
				” (ナドウ)	2
				” (ナシ)	2
				果樹加工論	1
				果樹流通論	2
果樹施肥設計	1				
果樹病害虫防除論	1				
卒業論文	6				
校外視察研修	1				
専攻実習 (校内)	22				
農家留学研修	6				
合 計				48	
水田経営	講義	栽培各論 (水稻基礎)	1		
		” (水稻応用)	1		
		” (麦)	1		
		” (豆類)	1		
		” (水田作野菜・果菜類)	1		
水田経営	実習	” (水田作野菜・葉菜類)	1		
		” (雑穀・芋類)	1		
		環境保全型稲作	1		
施肥設計		1			

畜産	講義	防除計画	1
		作物流通論	1
		農業組織論	1
		農業土木論	1
		野菜流通論	1
		卒業論文	6
		校外視察研修	1
		専攻実習(校内)	22
		農家留学研修	6
		合 計	49
		家畜飼養管理論	1
		家畜栄養論	1
		家畜育種論	1
家畜解剖論	1		
家畜繁殖生理論	2		
家畜衛生論	2		
大家畜論	1		
中小家畜論	1		
受精卵移植論	1		
飼料作物論	1		
畜産環境保全論	1		
畜産施設・機械論	1		
畜産経営論	1		
ゼミナール	2		
卒業論文	4		
校外視察研修	1		
専攻実習(校内)	22		
農家留学研修	6		

総合	講義	合 計	50
		野菜流通論	1
		花き流通論	1
		果樹流通論	2
		作物流通論	1
		園芸施設論	1
		雑草防除論	1
		バイテク論	2
		農林統計情報論	1
		農業経済学	2
		農業経営学	1
		農産物流通加工論	1
		地域マネジメント	1
		環境政策	2
		教育学概論	2
		ゼミナール	3
		卒業論文	3
校外視察研修	1		
専攻実習(校外)	14		
専攻実習(校内)	10		
合 計	50		

様式第二号(その1)の次に次の二様式を加える。

様式第2号(その3)(第10条関係)

## 推 薦 書

平成 年 月 日

福岡県農業大学校長 殿

学校名 校長

印

下記の生徒は、貴大学校推薦入学志願者として、適当と認め推薦  
します。

記

推 薦 理 由

注：学校の独自様式も可とする。

様式第2号(その4)(第10条関係)

## 推 薦 書

下記の者は、当地域における将来の農業の担い手として適当と認めますので、福岡県農業大学校への入学を推薦します。

1 農業の後継者 としての見込み (意欲、農地、 技術等)	
2 本人の農業に 対する熱意や関 心度	
3 その他 (保護者の意見 、地域での活動 等)	
年 月 日	
市町村若しくは農業協同組合長	
印	

注：推薦書記入捺印・封印のうえ、本人に手渡す。

## 附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に福岡県農業大学校に在学する者が、改正前の福岡県農業大学校学則の規定に基づいて履修した科目及び取得した単位は、改正後の福岡県農業大学校学則の規定に基づいて履修した科目及び取得した単位とみなす。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）